

ライフサイクルGHGに係る 情報開示・報告について

令和5年9月
資源エネルギー庁

第23回WGにおける主なご意見

- 第23回WGでは、ライフサイクルGHGに係る情報開示・報告の検討案について、以下のとおり委員からご意見をいただいた。
- 本日は、これらの論点を整理・確認の上、ライフサイクルGHGに係る情報開示・報告について、方針を決定したい。

【第23回WGにおける主なご意見】

＜方針全般について＞

- 事業者の自発的な取組と、その公表を促すところから開始することに異論はない。業界団体としても、全体としてライフサイクルGHGを低減していくという意識で取り組んでいただきたい。
- 業界団体に一定の役割を期待しつつも、国としても協働・連携をしていく姿勢が必要ではないか。
- 事業者には、ライフサイクルGHG関連の情報を開示することが、ESG投資の観点から、今後の事業経営において大きな意味を持つことを認識いただきたい。
- 業界団体を通じた報告において、個別事業者の情報も開示・公表されるようフォローアップすべき。

＜業界団体について＞

- 業界団体によるカバー率や、業界団体の体制、自主的取組についての意向を把握しておく必要があるのではないか。

＜その他＞

- ライフサイクルGHG基準の適用対象となる発電事業者に対しては、持続可能性基準の運用にならい、認証情報の情報公開を義務付けるべきではないか。

1. ライフサイクルGHGに係る 自主的取組の情報開示・報告

業界団体等によるカバー率について

- ご指摘を踏まえ、FIT認定情報をもとに、事務局にて業界団体等によるカバー率を調べたところ、出力ベースで約72.5%であった。なお、業界団体には、大手の燃料調達事業者も所属しており、その取引先も含めると、より広くカバーできる可能性があり、まずは業界団体等での参加率を上げていくことが効果的であると考えられる。
- なお、業界団体に加盟していない事業者などの扱いを含め、自主的取組の普及促進のための方策については、毎年のフォローアップ状況等を参考にしつつ、ESG投資等の経営環境の変化も踏まえ、必要に応じて検討することとしてはどうか。

業界団体等によるライフサイクルGHGに係る自主的取組のカバー率

		バイオマス比率考慮後出力	件数
FIT認定情報において、運転開始報告がなされている木質バイオマス及び農産物の収穫に伴うバイオマスの出力区分の案件		約440万kW	236件
認定事業者やその株主等が、業界団体等に所属		約319万kW	107件
内訳	一般社団法人バイオマス発電事業者協会	約302万kW	87件
	一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会（上記団体との重複は除く）	約17万kW	20件
<u>業界団体等によるカバー率</u>		<u>約72.5%</u>	<u>約45.3%</u>

業界団体等における自主的取組の意向について

- 各業界団体等の主な活動内容は以下のとおり。いずれの団体も、バイオマス発電事業に関する各種部会や勉強会、調査などを実施しており、ライフサイクルGHGに係る自主的取組の普及促進、取りまとめ等を通じて、知見の蓄積が期待される。
- また、ライフサイクルGHGに係る自主的取組について、事務局から各団体にヒアリングを実施したところ、いずれの団体も自主的取組を推進していく意向であった。

業界団体等におけるライフサイクルGHGに係る自主的取組の意向

業界団体等	基礎情報	目的	主な活動内容	自主的取組への意向
一般社団法人 バイオマス発電事業者協会 (BPA)	設立：2016年11月 代表理事：成田正士 (丸紅クリーンパワー株式会社代表取締役社長) 会員数：115（正会員26、賛助会員88、特別会員1）	バイオマス発電事業の促進とバイオマス産業の健全な発展を図り、持続可能な循環型社会の構築と地球環境保全の推進に寄与	➤ 以下の点に力を入れた協会活動を実施。 ・ 業界意見の政策への反映、持続可能な燃料の安定調達および、発電所安定運営のための制度整備 ・ 2050年カーボン・ニュートラルに向けたビジョンの提示 ・ 林業、バイオマス発電事業の成長産業化のための働きかけ、他業界との連携 ➤ 発電部会（燃料調達、運転保守等）を年5回、政策部会（業界意見のガイドライン反映等）を年12回実施。	➤ 業界全体としてライフサイクルGHGの削減に取り組んでいくこととしている。 ➤ <u>自主的取組についても業界団体として協力させていただき、各事業者への働きかけやグッドプラクティスの共有など積極的に取り組んでいきたい。</u> ➤ なお、ノウハウや機密情報の開示は、個社の判断となるので、その点は留意いただきたい。
一般社団法人 日本木質バイオマスエネルギー協会 (JWBA)	設立：2015年6月 (創設：2012年7月) 会長：酒井秀夫 (東京大学名誉教授) 会員：362（法人110、個人110、協賛142）	全国各地での木質バイオマス利用による発電及び熱供給を振興し、木質バイオマスエネルギー利用の推進に寄与	➤ 以下の協会活動を実施。 ・ 講演会・勉強会 ・ 災害被災木等活用実態調査 ・ 地域内エコシステム技術開発・実証事業 ・ 燃料材需給動向調査 ・ 木質バイオマス教育 ・ 発電証明ガイドライン実態調査 ・ 木質チップの品質規格	➤ <u>自主的取組について当協会のホームページにおいて周知を図り、会員企業による自主的取組を収集する。</u> ➤ 実績も踏まえ、国内燃料材を用いる場合のライフサイクルGHG排出量の効率的な算定方法の整理・発信を検討する。

ライフサイクルGHGに係る自主的取組の情報開示・報告方法（案）

2023年8月23日 第23回バイオWG資料 1 から抜粋・一部修正

- ライフサイクルGHGに係る自主的取組の情報開示・報告方法（案）をまとめると以下のとおり。

ライフサイクルGHGに係る自主的取組の情報開示・報告方法（案）

	内容
開示の内容	➤ 設備名称、設備ID、認定年度、発電出力、発電効率、燃料区分、燃料名、使用量、収集地域、ライフサイクルGHG算定値、計算方法、工程別のライフサイクルGHG算定値（別紙） ➤ ライフサイクルGHGの確認方法（担保している認証スキーム等） ➤ 持続可能性の認証情報（認証スキームの名称、認証燃料固有の識別番号） ➤ ライフサイクルGHGの排出削減に向けた自主的取組の内容 ※これらの内容を含む情報開示の様式を国のウェブサイトで提供
開示の単位	➤ 農産物の収穫に伴って生じるバイオマス、輸入木質バイオマスについては、納入単位または燃料調達事業者単位で各行に記載 ➤ 国内木質バイオマスについては、原則として、燃料調達事業者単位で各行に記載
自主的取組における削減の目標値	➤ 期待される削減効果について、原則として、定量的な情報を盛り込むものとする
開示・報告の時期	➤ 当年度（4月～翌年3月）の実績を、翌年度に情報開示・報告
開示方法	➤ 発電事業者の自社のホームページ等において情報開示
報告方法	➤ 発電事業者において情報開示した上で、業界団体等へ報告 ➤ 業界団体等が取りまとめた内容や各事業者から報告された情報一覧等について、本WG等において毎年フォローアップを実施

<参考> ライフサイクルGHGに係る自主的取組の情報開示について

2023年8月23日 第23回バイオWG資料 1 から抜粋・一部修正

● ライフサイクルGHGに係る自主的取組の情報開示の様式イメージは、以下のとおり。なお、別紙には工程別のライフサイクルGHG算定値を記載するものとする。

バイオマス発電のライフサイクルGHGに係る情報開示について（20●●年度分）

20●●年●月
〇〇社

事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）に基づき、FIT/FIP認定を受けたバイオマス発電設備において、20●●年度に使用したバイオマス燃料について、以下のとおりライフサイクルGHGに係る情報を開示します。[また、別紙にて工程別のライフサイクルGHGに係る情報を開示します。

設備情報						燃料情報					ライフサイクルGHG				持続可能性	
認定事業者	設備名称	設備ID	認定年度	発電出力(kW)	発電効率	開示単位	燃料区分	燃料名	使用量(トン)	収集地域	算定値(g-CO2/MJ電力)	計算方法	確認方法	別紙（工程別情報）の対応番号	認証スキーム	認証燃料固有の識別番号
〇〇社	A発電所	XXXXXX XXXX	2016	7,000	35%	調達事業者単位	B	木質チップ（間伐材等由来のバイオマス）	1,000	●●県	50	既定値	－	1		
〇〇社	A発電所	XXXXXX XXXX	2016	7,000	35%	調達事業者単位	C	木質チップ（一般木材）	1,000	●●県	50	既定値	－	2		
〇〇社	A発電所	XXXXXX XXXX	2016	7,000	35%	調達事業者単位	C	木質チップ（製材等端材）	1,000	●●県	50	既定値	－	3		
〇〇社	A発電所	XXXXXX XXXX	2016	7,000	35%	調達事業者単位	C	PKS	50,000	インドネシア	90	既定値	－	4	RSB	－
〇〇社	A発電所	XXXXXX XXXX	2016	7,000	35%	調達事業者単位	C	PKS	20,000	インドネシア	90	既定値	－	5	ISCC	－
〇〇社	A発電所	XXXXXX XXXX	2016	7,000	35%	納入単位	C	パーム・トランク	20,000	マレーシア	90	既定値	－	6	RSB	－
〇〇社	A発電所	XXXXXX XXXX	2016	7,000	35%	納入単位	C	木質ペレット（製材残渣）	10,000	カナダ	90	個別計算	－	7		
〇〇社	B発電所	YYYYYYY YYY	2022	6,000	25%	納入単位	C	PKS	50,000	インドネシア	90	既定値	GGL	8	GGL	〇〇〇〇〇
〇〇社	B発電所	YYYYYYY YYY	2022	6,000	25%	納入単位	C	パーム・トランク	20,000	マレーシア	90	個別計算	GGL	9	GGL	〇〇〇〇〇
〇〇社	B発電所	YYYYYYY YYY	2022	6,000	25%	調達事業者単位	C	木質ペレット（製材残渣）	10,000	●●県	50	個別計算	SBP	10		

[当社は、〇〇の持続可能性認証／ライフサイクルGHG認証（認証番号〇〇）を取得しています。]
当社は、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に向け、以下の取組を進めています。
■ 〇〇の取組みを推進（〇〇発電所、約●●t-CO2/MJ電力の削減が期待）
■ □□の取組みを推進（〇〇発電所、2030年までに▲▲を検討）

※燃料区分
B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）

2. ライフサイクルGHG基準の適用対象となる 発電事業者を求める情報公開

持続可能性とライフサイクルGHGに係る情報公開について

- 持続可能性とライフサイクルGHGに係る情報公開について整理すると以下のとおり。
- 持続可能性基準の運用では、発電事業者が持続可能性を確保していることの透明性の担保や確認の効率性の観点から、認証スキームの名称や燃料の使用量等の情報公開を遵守事項としている。

持続可能性とライフサイクルGHGに係る情報公開

	対象燃料	認定基準		発電事業者の 認証取得等	情報公開	
		対象	確認方法	位置付け	位置付け	公開する情報
持続可能性 基準	➢ 農産物の収穫に伴って 生じるバイオマス	○	➢ 認定申請時に確認 ➢ 情報公開や報告徴 収による確認が可能	— ※ただし、発電事業者自 身が所有権を持った状 態で流通等を行う場合 は遵守事項	遵守事項	(i)第三者認証スキーム名称 (ii)燃料使用量・識別番号 ※ただし、発電事業者自身が認証 を取得した場合は情報公開は 不要
ライフサイクル GHG基準	➢ 国内木質バイオマス ➢ 輸入木質バイオマス ➢ 農産物の収穫に伴って 生じるバイオマス	○ ※1,000kW以上、 2022年度以降の認 定案件（燃料の計画 変更含む）	➢ 認定申請時に確認 ➢ 情報開示や報告徴 収による確認が可能	遵守事項	推奨事項 （努力義務）	ライフサイクルGHGに係る 自主的取組
		—	—	—	推奨事項 （努力義務）	

事業計画策定ガイドラインで定める情報公開の明確化について

- 事業計画策定ガイドラインでは、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性の確保について、認証スキームの名称や燃料の使用量等の情報公開を遵守事項としている。
- ただし、発電事業者自身が第三者認証を取得している場合※は、当該認証を通じて一定の情報提供がなされること等から、当該情報公開は不要としている。

※なお、その場合であっても、情報公開の可否を明らかにする観点から、取得した第三者認証スキームの名称は情報公開すべきであり、こうした考えについては明確化することとしたい。

【事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）抜粋】

④農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの場合には、以下の事項を遵守すること。

(1)～(2) (略)

(3) (略) さらに、(i) 使用しているバイオマス燃料の持続可能性（合法性）を担保している第三者認証スキームの名称、(ii) 発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号について、自社のホームページ等で情報公開すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第7号、第11号ハ1)〕

【解説】

④(3)について、(略)

情報公開について、その頻度は、運転開始日から1ヶ月が経過した日に初回の公開を行うこととし、その後は原則毎年4月1日を目途に公開情報を更新すること。なお、バイオマス発電事業者が自主的に第三者認証のSC認証を取得した場合は、当該 (ii) についての情報公開は不要である。

ライフサイクルGHG基準の適用対象となる発電事業者に求める情報公開（案）

- ライフサイクルGHG基準の運用においては、適用対象となる発電事業者自身が第三者認証等取得することが遵守事項となっている。持続可能性基準の運用にならうと、発電事業者自身が第三者認証を取得しており、当該認証を通じて一定の情報提供がなされること等から、燃料の使用量といった情報の公開を、遵守事項とすることにはならない。
- したがって、ライフサイクルGHG基準の適用対象となる発電事業者に対しては、ライフサイクルGHGの確認方法として取得した第三者認証スキーム等の名称について、自社のホームページ等で情報公開することを遵守事項としてはどうか。
- なお、公開すべき情報範囲の見直しについては、毎年の自主的取組のフォローアップ状況等を参考にしつつ、ESG投資等の経営環境の変化も踏まえ、必要に応じて検討することとしてはどうか。

ライフサイクルGHG基準の適用対象となる発電事業者に求める情報公開（案）

	対象燃料	認定基準		発電事業者の 認証取得等	情報公開	
		対象	確認方法	位置付け	位置付け	公開する情報
持続可能性 基準	➢ 農産物の収穫に伴って 生じるバイオマス	○	➢ 認定申請時に確認 ➢ 情報公開や報告徴収による確認が可能	－ ※ただし、発電事業者自身が所有権を持った状態で流通等を行う場合は遵守事項	遵守事項	(i)第三者認証スキーム名称 (ii)燃料使用量・識別番号 ※ただし、発電事業者自身が認証を取得した場合は(ii)の情報公開は不要
ライフサイクル GHG基準	➢ 国内木質バイオマス ➢ 輸入木質バイオマス ➢ 農産物の収穫に伴って生じるバイオマス	○ ※1,000kW以上、2022年度以降の認定案件（燃料の計画変更含む）	➢ 認定申請時に確認 ➢ 情報開示や報告徴収による確認が可能	遵守事項	遵守事項	第三者認証スキーム等の名称
		－	－	－	推奨事項 (努力義務)	ライフサイクルGHGに係る自主的取組
					推奨事項 (努力義務)	